

富山如大地

— 第150号 —

発行人
北島 昭彦

発行所 富山市総曲輪2丁目8-29
真宗大谷派富山教務所
編集 富山教区如大地編集委員会

電話 076-421-9770 FAX 076-421-9799

教区・別院ホームページ

富山東別院

検索

教務所アドレス toyama@higashihonganji.or.jp

『佛説無量寿経巻下』

筆耕 第九組 本覺寺門徒 山中 美智子

猶如大地
淨穢好惡
無量心故

もくじ

・150号を迎えるにあたっての座談

2~7

・あいあう会公開講座
林 夏生氏

8~21

・書籍紹介

21

・寺院紹介

22

・教区だより

23~24

『如大地』百五十号

発行にあたって

昭和五十年に富山教区で発行された『富山教区通信』三十三号の編集後記に「教区通信を単なる事務連絡的なものに留めず、何とか文書伝道をかねた教区の皆さんのものにしたく」とあり、続いて「みんなの『教報』・親しみある『教報』とするため『富山教区通信』を代えてはと思い標題を募集いたします」とある。三十六通もの応募があったということである。号数は継続したまま昭和五十一年に『如大地』三十五号が発行されたのである。

それから八年後の『如大地』五十八号に名付け親と思える方の寄稿文が載っている。それによると出典は『佛説無量寿経巻下』の「猶如大地」（真宗聖典五十五頁）である。「猶如大地のごとし」の主語は「かの仏国に生ずるものもろの菩薩方の智慧は」であり、「淨穢・好悪、異心なきがゆえに」「大地の如し」とある。以上、標題の由来である。

今号で百五十号を迎える『如大地』。人をえらばず、どなたにも親しきをもつて読んでもらいたい。教えを深めてもらいたい。そんな願いをもつて四十六年前にスタートしたのではないだろうか。

『如大地』編集委員 S

【富山教区教化テーマ】

「なむあみだぶつ」を訪ねませんか？

『如大地』150号 発行にあたっての座談会



教報『如大地』は『富山教報』・『教区通信』の名を経て、
35号より『如大地』に名称変更をし、今号をもって150号を迎えます。

100号特別号以降に編集委員長の任にあった一部の方、

日頃、『如大地』を読んでいただいている門徒の方、

現編集委員長及び副委員長、発行責任者である教務所長の10名で、

これまでの『如大地』を振り返りつつ、

あらためて今後どのような内容にしていくのか等について座談会を開催しました。

座談会出席者

(敬称略)

● 元編集委員長の立場から

元委員長 (一九九四年)

大伴 修一

元委員長 (二〇〇六年)

五十嵐 浄和

元委員長 (二〇〇九年)

見義 智証

元委員長 (二〇一二年)

華藏閣 行文

● 読者の立場から

第十組 蓮光寺門徒

金尾 誠一

第十三組 西心寺門徒

植木 裕一

● 現編集委員長及び副委員長

委員長

藤田 徹

副委員長

庭田 龍信

副委員長

砂谷 知昭

● 教務所長

北島 昭彦

司会 私は昨年より『如大地』編集委員長を仰



せつかつて藤田徹と申します。本日、司会進行をつとめさせていただきます。不慣れな点もあろうかと思ひますが、ご協力の程よろしく願ひいたします。

このたび、『如大地』百五十号発行にあつての座談会のご案内をいたしましたところ、諸事ご多端の中ご出席いただきましたことをまづもってお礼申し上げます。

編集委員会では百五十号という節目を迎える『如大地』を発行するにあたり、これまでの歩みを振り返りつつ、今後どのような内容にしていのか検討すべく、元編集委員長、読者の方を交えて意見交換を行うことを企画しました。本日は、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜ればと思います。

さて、一九九七年に『如大地』百号が発行され、二十四年間経過しました。まずは、日頃感じておられることなどお聞かせください。



植木 私は『如大地』をよく読ませていただいております。他にも『羅網』『同朋新聞』『真宗の生活』なども極力目をとおしています。が、親鸞聖人の教えがなかな

か深まらず、まだまだ勉強不足だと感じています。私はかねてから『如大地』に掲載していただきたいものがたくさんあります。思いつきばかりですが、一つでも参考になることがあればと思います、主なものについてお話をさせていただきます。

- ① 「宗祖親鸞聖人御誕生八五〇年・立教開宗八〇〇年慶讃法要」について
- ② 過去の『如大地』ダイジェスト版を掲載。
- ③ 各組での活動など「門徒の声」を掲載。
- ④ 葬儀や法事のあり方の説明。
- ⑤ 日常の中の仏教用語や四字熟語の解説。
- ⑥ 『正信偈』、『歎異抄』のわかりやすい説明。
- ⑦ 『富山教区事務連絡』から一部抜粋して掲載。
- ⑧ 上山研修等に参加された方の感想文を掲載。

司会 日常の中の仏教用語の解説など、今後『如大地』で取り組むことができればと思う提案もありました。たくさんのご意見ありがとうございます。

他の方にお聞きます。『如大地』を読んでの要望や意見はありませんか。

庭田 現編集委員として『如大地』を皆さんに



楽しんで、読んでいただきたいという欲求がすごく強いです。実際に今、読者からこういうものであればもっと読みたいという本当にありたいご意見を聞かせていただきました。ご意見をいただいたら、それを取り入れてみたいという気持ちも出てくるのですが、そもそもこの『如大地』が他の機関誌と違うところ、目的が何か、富山『如大地』の対象は誰で、どんなことを学んだり伝えたりするものなのか、この百五十号で一度総括しなければならぬと委員の中で意見が出ました。歴史ある『如大地』だから一本筋がとおった願いを持ち、よりよいものを発行していくことが大切だと思います。

植木 先程、過去の『如大地』からダイジェスト版で掲載してはどうかと提案をさせていただきました。先日、『教務所だより』を読んでいたから『如大地』のバックナンバーを探しているという記事がありました。教務所でも全部揃っていない。揃っていないならば逆に読んでみたいと思ひました。古いものはダメではなく、古いものの中にもよいものもあると思います。バックナンバーと比較するのもよいことだと思います。

司会 現在に至るまでどう変化してきたのかを知るきっかけになると思いますので、比較することはすごくよいことだと思います。

大伴さんは、一九九四年から編集委員長をされていましたが、どのような視点をもって編集されておられましたか。



大伴 「巻頭言」は、編集委員が書くのではなく、富山教区は五カ組ありますから住職方に寄稿いただき順番に掲載しておりました。

それから年に数回本山から講師が出講されるので、講義録を掲載することが中心だったと思います。

司会 二〇〇九年から編集委員長をされていた見義さんは、どのような視点をもって編集されておられましたか。



見義 当時若院だった私は委員になるまで『如大地』を読んだこともありませんでした。

私がいた時は、講義録をしっかりとつくるということが一つ柱にありました。しかしながら、別院や教区の聞法会にもそんなに出ていなかった私がこういう役にあたったため、そこに身を運び、

テープ起こしを通じて聞法、勉強をさせてもらう、それぞれ委員が一年間各組で話を聞いて、どの先生の話をもう一度教区のみんなで聞きたいか、持ち寄り話し合いをするためのものだったと思います。そういう意味では情報発信というよりも委員が学んだことを一つの形にしている感じだったと思います。

司会 学んだことを発信していくという形態だったんですね。

庭田 確かにテープ起こしは大変です。やめたらとか、もう少し量の少ない講義録にしたらという意見が出た時、「それをするのが委員の学びにもなる。これが『如大地』の柱なのだ」ということを先輩からお聞きしたことがあります。



五十嵐 私は編集委員を九年やっていて終わりの三年間は委員長をやっていました。委員長になって思ったのが、一回出すと半年後にはまた出さなければならず、

紙面内容よりも編集作業に追われていました。それがマンネリ化しているように見え、二回発行を一回にしたかどうか、年一回発行にして次号をどんなものにするかじっくりと話し合ってから構成してはどうかと提案したこともありま

す。
現編集委員の方におたずねしますが、発行回数について、話し合ったことはありますか。

司会 以前もそのような話は出たことはあります。結果としては従来どおり年二回発行に落ち着きましたが、必ずしも二回と決まったのではないと思います。状況に応じて一回にするということも選択肢の一つとしてあると思います。



華蔵閣 私は五十嵐さんが編集委員長の時に委員になりました。当時十組では「葬儀」について勉強会をしておられ、見義さんが「葬儀」について発信できないかと提案されました。また、各小委員会でも「葬儀」について様々な研修会や講義が行われていました。

その後、見義さんが委員長になられた時、それを順番に『如大地』に掲載するようになり、三年間をとおして「葬儀」を柱としていました。

私がそれを引き継いで編集委員長になった時、十一組の柴田秀昭先生が「同朋会運動」について寄稿してくださることになり、それから「同朋会運動」を柱にしようとなりました。しかしながら、私たちには何が「同朋会運動」なのかわからなかったので、わからない者が見た「同

朋会運動」とは何かというコンセプトで、いろいろな方々に寄稿していただきました。

現在、講義録がこんなに膨大な量になったのは私の責任だと思っています。せっかくお忙しい先生方が富山に来てお話ししてくださったものを三、四ページの抄録で載せるのはもったいないと思います、なるべく多くの分量を載せたいと委員長の権限で二万字という制限を設けました。

司会 私も華蔵閣さんから校正の仕方など教わり編集をしましたでしたが、最終的にたどりついたことは読み手のことを考えて編集するという事に落ち着きました。

植木 そういう気持ちでおられるのならお聞きしますが、『如大地』のアンケートはどのくらい返ってきて、どのようなことが書かれているのかがわかりません。アンケートの回答が元になり百五十号に向けた動きも出てくるかと思いますが、実態はどうですか。

庭田 私が委員になった時は回答がゼロでした。最近、アンケート用紙自体が書きづらいのではないかとということで一部改良しました。それまでほとんど返ってこなかったアンケートが、号によっては多い時で七通ほど返ってくるようになりました。しかし残念ながらアンケートを

くださるのは門徒さんばかりで、お寺さんの回答は一つもない。このままいけば『如大地』は門徒さんを対象とした門徒さんに読みやすいものに変わっていくかと思っています。それでもよいと思う反面、将来のことを思うと少し不安になります。

ちなみに、以前委員長をしておられた時に、教務所長さんからこのような内容にしてほしいと意見を言われたことや、相談したことはあります。なぜかという点と発行人が教務所長だからです。何も相談せずチェックしてもらうだけというのはいかがかと思っています。

華蔵閣 私が委員長の時、教務所長さんから担当所員をとおして『如大地』は教化広報誌の役割を担っているという話を聞きました。担当所員経由でお聞きしましたので、実際に編集会議に教務所長が出席されたことは一度もありませんでした。



北島 どここの教区でも年に二回程このような冊子を発行されており、教化広報誌という位置づけとされているのが多いと思います。

司会 委員も改選されましたので、あらためて

『如大地』は教化広報誌だと共通認識することが大切なと思います。

植木 先ほどの話を聞いていて思ったのですが、お寺からアンケートの返事があまりない。お寺に配られても読んでおられない方も結構おられるのではないかと。この『如大地』はたくさんの方のエネルギーが集まってできたものなので大事にしたい。大事にするということは読んでみる。読んでわからないところはみんな考えてみると、そのように使うべきではないかと思っています。

司会 他に『如大地』を読んで感じたことなどありますか。



金尾 ありますが、その前に、この『如大地』は各寺院にすべて配布されていますか。

司会 配布されています。

金尾 では、門徒に対してはどのような配布方法ですか。

司会 直接組門徒会員さんに一冊送付と各組の

「同朋の会」にまとめて希望部数、例えば十組なら五十部を届けています。

金尾 わかりました。私も十組の「親鸞教室」

と「同朋の会」の会計係をしており、会長さんから『如大地』を配布してくださいと十冊、二十冊と送られてきます。これをどのようにして会員に届けばよいのかいつも悩むのです。何か行事があった時に自由に持って行ってくださいと置いておきますが、どなたが見ておられるのか、どなたのところまで届いたのかはつきりわかりません。私は会の世話をする前はほとんど手次ぎのお寺さんだけのつき合いだったのですが、その時は全くそういう話は出ませんでした。『如大地』を見たことがありませんでした。お寺さんの方から言ってもらえない限り目には入らない。たまたま教務所の玄関に置いてあったのと、一回寄稿してそれがきっかけで読ませてもらうようになりました。そういうことでもない一般的な信徒さんにはほとんどいき渡らないのではないかと思います。教化広報誌ですからお寺さんをとおして信徒さんに届けられる方がよいかと思います。例えば何号かに一回は信徒さんを対象にしていたかと、みなさんと話をしたりすることができると思います。やはり中身的には教えに対して学んでいないと理解で

きないことも多いですから、ぜひ何回かに一回は信徒さんを中心とした内容を考えていただければありがたいです。

司会 実際にお寺に行った時に『如大地』を見て知る信徒さんもおられます。自坊の信徒さんにも、「ほしいが手に入らない」という人もおられます。重要な課題だと思いますので、今後、考えていきます。

金尾 ぜひお願いします。

見義 富山教区のホームページに『如大地』が載っており、他の教区の人たちが講義録などを見ることができるといのは画期的なことで、結構、教区外の人に読まれています。逆に富山教区の人がそういうことを知らないという問題が続いています。

砂谷 最近、高岡教区でも『我身』という広報



誌が発行されました。これは『如大地』を参考に、目的は忙しくて講義を聞けなかった人のために講義録を掲載すると

いうもので目的がはっきりしています。しかしながら『如大地』は、もう一つ目的がはっきり



しない。はつきりとしないうままやっているように思います。

北島 私、前任地が東京でしたが、東京教区も年二回教区報を発行しています。それぞれの教区の色、カラー、個性というものがあるのではないでしようか。あらためて一四七号を読みますと、講義録の他に「仏事についての座談会」を掲載しており、すごくいいなと思っています。

先ほどご提案いただいた日常の仏教用語や四字熟語の解説があっても面白いと思います。

砂谷 座談会というのは門徒さんの声をお聞きし、それに答えるというもので、ただ答えを載せても面白くないので答えに至るまでの過程をみんなで話せたらよいと思います。難しいことではなく身近なこと、普段疑問に思っていることについて答えを出さなくても話しあうことは意義があると思います。

まずは委員の中で勉強をして、いろいろなことを考えるきっかけになってほしい。それが教化広報誌の役割の一部ではないかと思っています。

植木 ところで『如大地』というタイトルの由来がわかりません。ご存知の方がおられましたら、ぜひ教えてください。

それから、この『如大地』はかなり経費がかかっていると思います。読んでいるかどうかもそうですが、お金だと思っただけで大事な扱っているのではないかと。どこかでそのような目で見ることでもないでしょうか。人の力とお金の力、それこそ仏教の力を寄せ集め、これができるということ、みんなで共通理解しなければならぬのではないかと思います。

金尾 私もうどうしてこの広報誌に『如大地』という名がついているのか興味があります。百五十号を契機にどのような思い、願いでつけられたのかをはっきりさせていただきたい。それとバックナンバーをなんとか完全なものに揃えていただきたいです。

もう一つ、各組でどのように活用されているのか、『如大地』を持って編集委員の方が各組に出向き、意見交換をしていくことをしていただくと、教化広報誌という役目にふさわしくなってくるのではないかと思います。

司会 今、最初に言われました百五十号を機会にどのような願いでやっていくのかということ、を委員の中だけでなく、『如大地』をとおしていろいろな人に知ってもらうことはすごく大切なことだと思います。

少なくとも、この座談会は『如大地』の意味と価値をあらためて考え直す機会であると思います。

庭田 どうですか元委員長さん。委員への要望や元委員長さんからの願い、百五十号を契機に何か要望等ありますか。

見義 委員の方々の個性を重んじ、メンバーが

変わっても内容、編集方針が変更していてもよいと思います。昔の百号を読ませてもらうと、教区の課題や宗門の課題を教区内で共有する。共通する課題をとおしていろいろな言葉が出てくるのだとあらためて思います。人と時代、教区の課題というところが少しでも見えてくる『如大地』であればよいと思います。

司会 予定の時間も過ぎておりますが、これだけは、最後に言っておきたいことはありますか。

華蔵閣 『如大地』というタイトルの文字は教区会議長が新しく就任した際に筆耕いただくという伝統がありますので、受け継いでいただきたいと思います。その上で、その時々編集委員が新しい取り組みを考えて、伝統と新しいものをうまく組み合わせて編集してもらえればよいのではと思います。

(終)

今回の座談会で賜りました貴重なご意見を参考に、これからの『如大地』編集に活かしていけるよう努力していきたいと思います。

あいあう会公開講座

「性の多様性と

いろいろな生き方・

いろいろな家族」

富山大学文学部

准教授

林 はやし夏生 なつお氏

私たちには、この世界を生きていく中で、いつのまにかすり込まれている言葉や考え方があります。今、その考え方が、「あたりまえ」とか「ふつう」という言葉となって苦しみを声として発することができない多くの人たちを生み出しているということに、ようやく気づきはじめています。

共に生きるとはどうすることなのか。その願いに立った時、私たちが「あたりまえ」としてしている価値観が揺らいでいきます。

今、わかりあえていなくても出遇っていききたいという願いのもと、今回は性的少数者のみなさんがカミングアウトするまでの苦悩や、その後の人生観を教えてください。ことで、私たち一人ひとりの結婚観、家族観ということを考えるきっかけにしたいと思います。二〇二一年五月十七日、富山教務所において、講師に林夏生氏を迎え、あいあう会公開講座を開催しました。

本誌では、その講義録を掲載させていただきます。

性の多様性と いろいろな生き方・ いろいろな家族

わたしの故郷は地方の町。でも、故郷にいては自分が望む生き方ができない、家族や周りの人々との関係も保てないと感じて、大好きな故郷を後にした…

別の町で、ようやく自分らしい自分の姿や生活を手にできた。そろそろ故郷に帰りたい／帰らなければいけないが、故郷の人たちに拒否されたら…と不安で、帰れない



2021年5月17日「あいあう会公開講座」
コーディネータ：富山大学文学部 林夏生

図1 はじめに

はじめに

二〇一五年、私は富山大学を拠点とする「ダイバーシティーラウンジ富山」という団体をつくりました。そして、全国各地でのパレードなどの行事に、よく「故郷を帰れる町にしたい」というのぼり旗を持って参加しています。富山・北陸だけでなく、日本各地の地方出身のLGBTQをはじめとする性的少数者の方々から、次のような声をたくさん聞いてきたからです。

「大好きな故郷なのに、そこでは自分が望む生き方ができず、家族や周りの人々との関係も保てないし、自分のせいで迷惑をかけるかもしれない。」あるいは、「故郷を離れて別の町でようやく自分らしい自分の姿や生活を手に入れたけれど、故郷に帰りたいとき／帰らねばならないとき、今の自分の姿や自分の生き方を拒否されたら…と不安で、帰れない。」

そこで今回は、なぜLGBTQの人々が、このように大好きな故郷を離れざるを得なくなったり、故郷に帰りにくかったりするのか、また、「多様な性を生きる、全ての人々」が、自分の望む生き方や家族のあり方を選べるようにするに

はどうすればいいのか、考えてみたいと思います。

ではここから、まずは「性の多様性」について、説明します。

人間の性のあり方は、いくつもの属性の組み合わせでできている、とても多様なものです。そして、LGBTQの人々か否かを問わず、「全ての人」がそれぞれの「自分の性のあり方」を持って、生きています。

このように、誰もが「自分ごと」として性の多様性について学ぶことは、LGBTQの人々だけではなく、「多様な性を生きる、全ての人々（＝私たち）」の権利を等しく尊重するための重要な基礎となります。そのため、ちょっと聞きなれない用語がたくさん出てきて大変ですが、ご一緒いただければ幸いです。

性の多様性(1)

法律上の性別 legal gender

「性の多様性といっても、人間の性別って、男か女かの二つに一つでしょう？」と思われる方も、多いことでしょう。なぜなら、日本での公的な書類（戸籍や住民票、保険証、パスポートなど）の性別欄に書かれているのは、男女いず

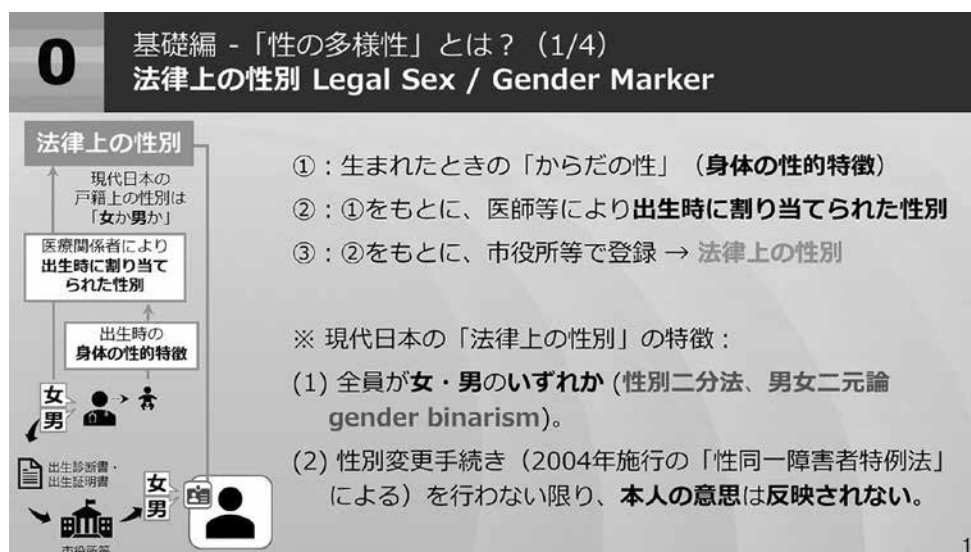


図2 法律上の性別

れか一つだからです。これが、「法律上の性別」と呼ばれるものです。

今の日本では、赤ちゃんが生まれると、①生まれたときの「からだの性biological sex」（＝身体的・性的特徴sexual characteristics）をもとに、②医療関係者が男女いずれかの性別を割り当てます（＝出生時に割り当てられた性別assigned gender）。そして、これが役所などに届けられ、③法律上の性別legal genderとして登録されます。

このように、法律上の性別は、基本的には生まれて間もなく、本人の意思が反映されない状態で決められていきます。

唯一の例外は、本人の意思によって、法律上の性別を変更する場合です。日本では二〇〇四年から、この変更が可能となりました。とはいえ、その法的な条件はとても厳しく、たとえば生殖の機能を完全に失わせたり、移行先の性の性器と似た外観にしたりする「性別適合手術」（現在では「性転換手術」とは言いません）が必須とされています。この手術要件があるために、身体的・経済的な理由で手術ができず、性別を変えたくても変えられない人もいます。

性の多様性(2)

性表現 gender expression

「性表現」は、本人の見た目やふるまいによって表現され、周囲の人々が読み取る性別です。たとえば、今の日本では「スカートをはく」という表現は「女らしい」とされ、「自分を『俺』と呼ぶ」という表現は「男らしい」とされています。

ここで重要なのは、性表現は、その人の性を構成する他の要素（「法律上の性別」や、まもなく紹介する「性自認」「性的指向」とは別のもの）であって、性表現だけを見て性のあり方すべてを知ったり推し量ったりすることはできない、という点です。

たとえば、ある人の服や持ち物、お化粧の様子が、別の人が「女性的だ」と感じる表現であったからといって、その人の法律上の性別が女性であるとは限りません。また、「その人が自分は女性であると感じているはず」とか、「好きになるのは男性のはずだ」などと決めつけるのは、適切ではありません。それらの要素は、みな別々のものだからです。

ちなみに、「男なら男らしく、女なら女らしく

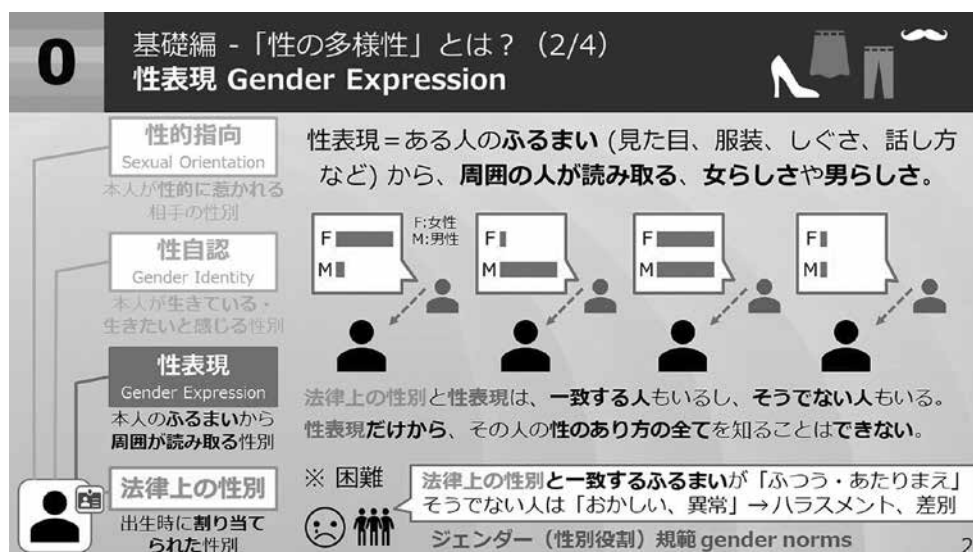


図3 性表現

行動するべきだ」という考え方を、「ジェンダー（性別役割）規範 gender norm」と呼ぶことがあります。そして、「女なんだから、もつと女らしくしなさい！」（スカートをはくなどの女性的な性表現をしなさい）と命じられたり、「男のくせに、だらしない！」と非難されたりして、「ジェンダー規範」を押し付けられ続けるのは何だか不自由だな、つらいな……と感じた経験は、LGBTQの人であってもなくても、心当たりがあるのではないでしょうか。

性の多様性(3)

性自認 gender identity

三番目は「性自認」です（「性同一性」とも言います。いずれも gender identity の訳語で、同じ意味です。）これは、「本人が生きている／生きたいと持続的に感じる性別」です。「自分はもっぱら女性だ」あるいは「もっぱら男性だ」という自認を持つ人もいれば、「女性／男性のどちらでもある」あるいは「どちらでもない」と感じるなどして、自分は「Xジェンダーだ」「ノンバイナリー non-binary だ」という自認を持つ人もいます。

そして、先ほど説明した「出生時に割り当て

られた性別」と同じ性自認を持つ人を「シスジェンダー cisgender」、異なる性自認を持つ人を「トランスジェンダー transgender」と呼ぶことがあります。人口比では、シスジェンダーの方が多数派で、トランスジェンダーが少数派です。ところで、LGBTQの”T”として示される「トランスジェンダー」という言葉に比べると、「シスジェンダー」という言葉は、あまり知られていないようです。なぜでしょうか？

たとえば、育児熱心な男性が「イクメン」と呼ばれることがあります。では、育児熱心な女性とは、何と呼ばれますか？ 実は、名前がないんです。

これは、世の中で「ふつう」「あたりまえ」とされるものには名前がつけられず、「めずらしい」「特別」「ふつうではない」とされるものだけに特別な名前がつけられる、という現象の一つです。たとえば「女医」「女流棋士」とは言うけど「男医」「男流棋士」とは言わない、「リケジョ」（理系の学問を学ぶ女子・女性）とは言うけど「リケダン」とは言わないなど、いろんな例がありますね。皆さんもぜひ、さがしてみてください。

そう考えると、育児する男性を示す「イクメン」という言葉だけが存在することからは、育

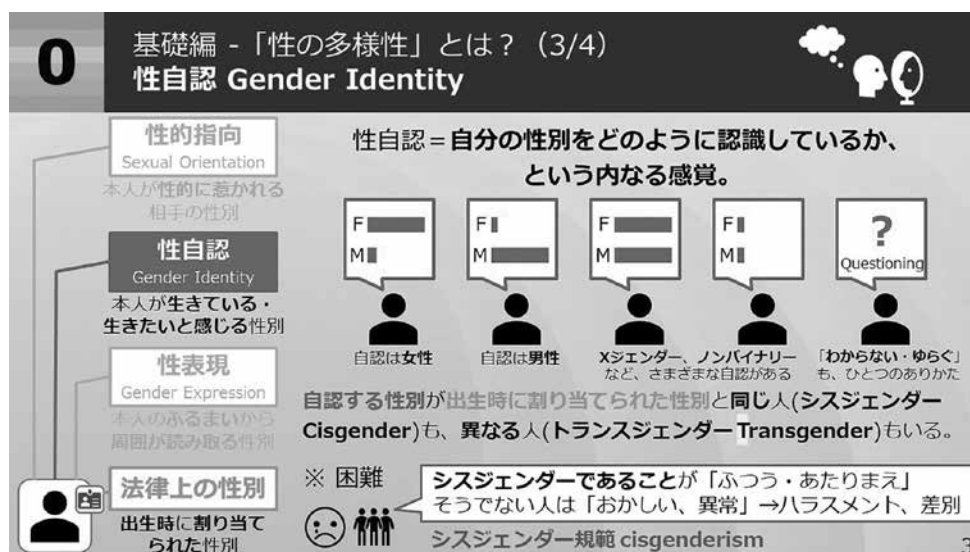


図4 性自認

児する人を「男性」と「女性」で切り分け、「女性」が子育てをするのはあたりまえ」と見なすのに、「男性が子育てをするのは、まだめづらしい、特別、ふつうではない（何か理由があるのでは?）」と注目するという、私たちの「分断的で、偏った認識」が見えてきます。

性の多様性や性自認のあり方についても、同じです。「トランスジェンダー」という言葉だけが知られている状態は、ともすれば、シスジェンダーという多数派が「ふつう」「あたりまえ」（だから「理解」なんて手続きも不要）で、トランスジェンダーやLGBTQの人々を「ふつうではない」（だから、「理解」という手続きが必要）という位置づけに、つながりがちです。

だからこそ、「トランスジェンダーの人もいるし、シスジェンダーの人もいる」というように、すべての人を同じ地平線、同じ平面のうえにフラットに並べて平等に認識することがとても大事だ、と私は考えています。

なお、「誰もがシスジェンダーだ（または、そうあるべきだ）」という考え方を「シスジェンダー規範 cisgenderism」と呼びます。言うまでもなく、社会がこうした考え方を前提とすればするほど、トランスジェンダーの人々の生きづらさは、強くなります。

性の多様性(4)

性的指向 sexual orientation

そして、最後の要素です。「性的指向」は、「ある人が、どのような性別の人に惹かれるか／惹かれないか」を示します。もっぱら「女性に惹かれる」あるいは「男性に惹かれる」という人もいれば、「好きになった人が私の好きな人で、性別を問わない」という人、「どの性別の人にも惹かれない」という人、どの性別の人に惹かれるかが「わからない」「揺らぐ」という人もいます。

LGBTQの最初の三文字であるL・G・Bは、レズビアン lesbian ≡ 女性同性愛者（女性に惹かれる女性）、ゲイ gay ≡ 男性同性愛者（男性に惹かれる男性）、バイセクシュアル bisexual（女性にも男性にも惹かれることがある人）で、いずれもこの「性的指向」を示す言葉です。

ところで、その中のひとつ、「バイセクシュアル」の「バイ」は、「2」という意味です。つまり、女性・男性という二つの性別の人に惹かれる人を示すために、作られた言葉です。

しかし、性自認のところで見たように、今日では「女性」「男性」だけでなく、「Xジェン

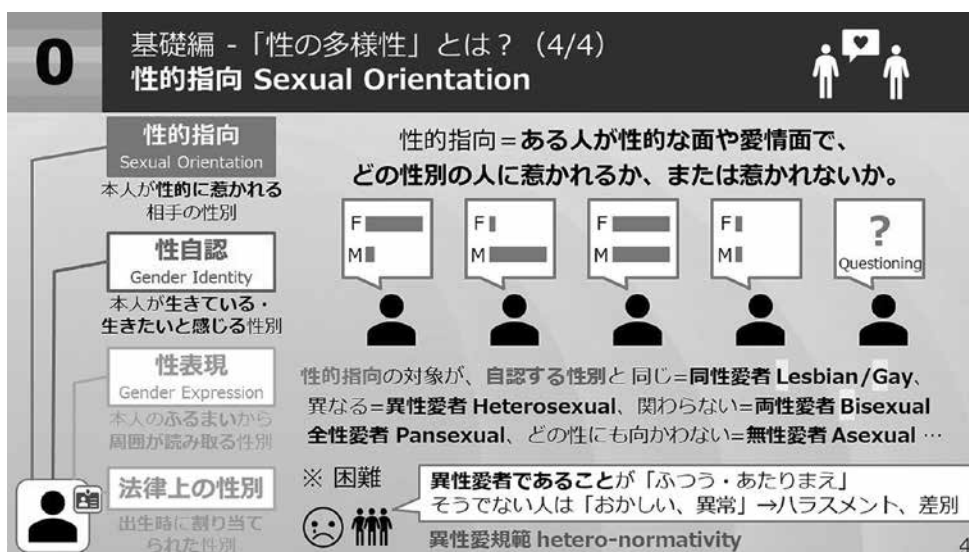


図5 性的指向

ダー」「ノンバイナリー」としての性自認を持つ人がいることも、知られるようになりました。つまり、性自認を基準に見るなら、もはや「性別は二種類ではない」ことのほうが、常識になりつつあります。そうすると、「性別が二種類であること」を前提に作られたバイセクシュアルという言葉自体が、そろそろ「時代遅れ」なのかもしれません。というわけで、今では「好きになる際に相手の性別を問わない人」が、自分は「パンセクシュアル（全性愛者）」だ、と表現される場合も増えてきました。

また、性的指向がどの性別にも向かわない「アセクシュアル／エイセクシュアル asexual（無性愛者）」というあり方について知ることも、とても大切です。大学の授業でも、「自分は、これまでに周りのみんなが性的なことをワクワクしながら話しているのについていけず、そのため『自分は人間として不十分だ、不完全だ』などと思っていた。けれど、アセクシュアルという名前を知って、これが自分の性のあり方なのだ、ようやく自分の性的指向に名前をつけられたと感じ、安心できた」といった感想を書いてくれた学生がいて、とても印象にのこっています。

さらに、性的指向には、実はここに書ききれないほど、まだまだ多くのあり方や名前があり

ます。にもかかわらず、私たちの社会には、「全員が異性愛者だ」「異性愛者であることが『ふつう』『あたりまえ』で、それ以外はふつうではない」とする考え方が、まだまだ強く残っています。これを「異性愛規範 hetero-normativity」と呼ぶことがあります。異性愛規範や結婚（異性間法律婚）規範が強いほど、結婚したくてもできない同性カップルの皆さんなどは「つらいなあ」と感じざるを得ません。

たとえば、少子化が問題だからといって「若い人は全員、早く『理想の異性の人』と出会って恋に落ちて、結婚して子どもを産んでくださいー」と特定の生き方を押しつけるのは、「異性愛規範」のあらわれのひとつです。少数派の「異性愛者ではない人」が子どもを持たない／持たないことよりも、多数派の「異性愛者である人」が、子どもを持ちたいけれども何らかの理由でそれをあきらめざるを得ない、という社会構造のほうが、影響力は強いものと推測されます。そして、「とにかく結婚しろ、子どもを持て」という規範が強いと、異性カップルであっても、何らかの事情で法律婚をなさらない場合や、お子さんをお持ちでない場合、やはり「つらいなあ」と感じになることでしょう。

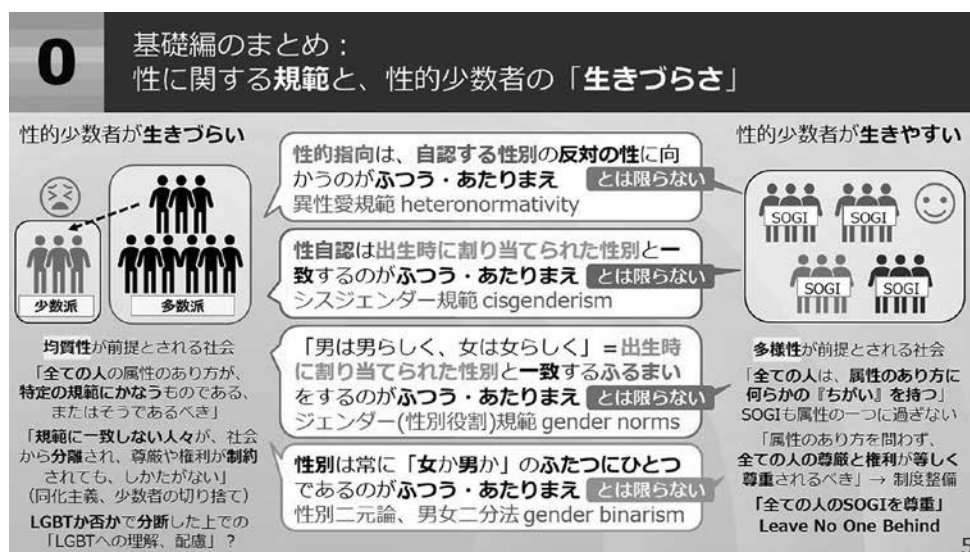


図6 ここまでのまとめ

性の多様性——ここまでのまとめ

ここまで、性の多様性を構成する四つの要素を見てきました。この知識を使うと、LGBTQ・性的少数者の人々が直面する生きづらさや、それを取り除き、誰もが生きやすい社会にするためのヒントが見えてきます。

たとえば、「性的指向」について「誰もが異性を好きになるのがふつう、あたりまえ」とする社会では、異性愛以外の人は生きづらさや「つらいなあ」という思いを感じやすくなります。

「性自認」については、みんながシスジェンダー、つまり「出生時のからだの性をもとに、他人によって割り当てられた性別」と一致する性別を生きている・生きたいと感じるのがふつうであたりまえ、という規範が強いと、トランスジェンダーの人々は「いないこと」にされてしまうこともあります。

さらに、法律上の性にもとづくジェンダー規範が強く、「あんた男なんだからもっと男らしくしろ」とか「なんで女のくせにこうこうなんだ」と言われ続ける社会では、LGBTQの人々だけでなく、多数派である「異性愛者のシスジェンダー」の人々であっても、生きづらさを感じ

ますよね。

そして今、そもそも「法律上の性別」は男女いずれかだけなのか、ということも問い直されつつあります。(補足：米国では、二〇二一年十月から、パスポートに記載する性別として、女性(F)でも男性(M)でもない「X」を選べるようになりました。)

このように、多数派とされるあり方(たとえば、異性愛かつシスジェンダー)を基準として、「みんな同じ」という均質性を前提とする社会では、何かの理由で多数派と異なる人は、何かにつけ社会から排除されがちで、居場所を見つけないくなってしまう。

もちろん、性に関して多数派(異性愛かつシスジェンダー)の人でも、「みんなと違う」ことによる疎外感を感じる場合は、いくらでもあります。たとえば、地元生まれ、地元育ちの方がすごく多く、「昔なじみの仲の良さ」が高く評価される町に、引越しや結婚を契機に外から入ってきた方だと、「自分だけがよそののだと感じて、地元の人との輪に入っていけないし、自分のほうが悪いみたいに思われて、なおさらつらいな……」と感ずることも、あるかもしれせん。それも、「均質性」が前提とされる社会で、よく起きることのひとつです。

以上のように、多数派にとつての「こうであるべきだ」「こうであるのがあたりまえだ」という規範が根強いほど、それに一致しない人というのがいたとしても、まるで「いないもの」のように切り捨てられたり、「その人の方がおかしいんだ」とされたりする。そのような制度や社会構造を放置したままで、「私たち多数派とは『違う』人たちがいますね、どう違うのか『理解』してあげましょう」というような表面的なお話ばかり繰り返しても、残念ながら問題の解決には何らつながりません。

社会の中に居場所を感じられない、自分が尊重されないと感じている人がいるならば、そうではなくなる制度や状態を作ることが大切です。そして、民主主義社会でそれを実現するには、「少数派の存在や少数派が直面する困難を、多数派が『他人ごと』ではなく『自分ごと』、『社会全体の課題』として位置づけて、共に対処する」ことが非常に重要となってきます。

今日は、あえて「性の多様性」以外の多様性についても、一歩踏み出して、お話しします。

たとえば、大学の先生には、国際結婚をされている方も多くおられます。そして、お子さん方の中には、「生まれ育ちは完全に日本だけ

ど、肌の色、目の色、髪の色といった外見的特徴が、いわゆる典型的日本人ではない」人もいます。それで、みんな「ハロー」と話しかけてくるんだけど、実は本人は英語嫌いで、しゃべるとすごい富山弁、なんていうことも、十分あり得ることですね。これは、「肌の色が日本人より淡い人、目の瞳の色が淡い人、髪の色が明るい人は、日本人じゃないはずだ」という思い込みのなせる業です。でも、実際には、思い込みのとおりは限らないのです。

逆に、日系ブラジル人の三世・四世として来日された方は、見た目は日本人の特徴と似ているけれど、(母語はブラジルで話されているポルトガル語であるため日本語で話しかけると、「ごめん、まだ日本語は勉強中だ」という方もいらっしやいます。この「とは限らないかも」でいったん立ち止まる。というのはとても大切で、しかし、難しいことでもありますね。

性の多様性の話に戻しましょう。ここまで見たとおり、組み合わせは様々あっても、誰もが「性的指向」(性的に惹かれる／惹かれない性別)と「性自認」(生きている／生きたいと感じる性別)を持つているんでしたね。この二つを、(とりわけ、日本語でこれを何度も書くのは大変で

すので) 英語の Sexual Orientation, Gender Identity の頭文字を取って SOGI (ソジ) と省略して呼ぶことがあります。SOGI は、性的マイノリティーだけではなく、みんなが持っている属性です。(補足: 属性とは、何かを入れる「箱」のようなものです。出身地という箱には、「富山」が入る人も「東京」が入る人もいるでしょう。SOGI という箱にも、それぞれの人の性的指向や性自認のあり方が入ります。)

たとえば異性愛者の人が、「あなたの性的指向は間違っている、明日から同性を好きになれ」とある日突然言われても「そんなことは無理です」と思われることでしょう。また、シスジェンダーの人が、「あなたは明日から別の性を生きなければならぬ」と言われても、「いや、自分の性はこうだとずっと生きてきたし、思いどおりに変えられるものでもないのに」と思われることでしょう。

このように、SOGI は多数派か少数派かを問わず、みんなが持つていて、それぞれに異なるものです。そして、本人や周りの人々の意思によって、思いのままに変えられるものでは決してありません。でも、それは特別なことではなく、「全ての人は、それぞれ何らかの違いを持つていて」という現実の、一つのあらわれです。

これも性の話から一步出ますが、目に見えない病気をお持ちの方が、たくさんいらっしやいます。でも、周りから「目に見えない」と、周りの人は「その人は病気ではない」と思い込みがちです。

私の知り合いで、心臓が弱い方がいらっしやいます。その方が、「職場で昔『私は心臓が弱い』と言ったら、物を持つ仕事などで『あなたにそんな仕事はやらせられない』といちいち言われて、すごく気詰まりだった。だからといって、もう心臓病のことは話さず、みんなと同じ仕事をしようとする、心臓がすぐ苦しくなる。どうしたらいいのかなとおっしゃっていたのを、覚えています。

ほかに、顔色にはあまり出ないタイプの病気だつてありますね。でも、しんどいと伝えると「そうなの? あなたの顔色は悪くないじゃない?」と言われて、「うーん、困ったな」となる。「まわりにも、目に見えない『違い』を持つ人がいるかもしれない」という想像力は、とても大切だと感じます。

その上で、いかなる違いがあっても、全ての人の尊厳と権利が等しく尊重されるべきであり、そこに合理的ではない差別的取り扱い、あつ

てはなりません。最近よく聞くSDGsも、「環境にやさしくなろう」と呼びかけるだけのものではなく、本来は、全ての人が尊重される、「誰も取り残さない社会」を実現しようとするものです。

LGBTQの人々の困りごと

ここに、日本津々浦々を十一の地区に分けて行ったアンケート調査の結果があります。

その中で、「同性愛者が身近にいることについて、どう感じるか」との問いに対し、「自分の子どもが同性愛者だったら嫌だ、どちらかといえば嫌だ」と答えた人の割合が、いちばん高いのは四国でした。そしてその次は北陸です。次に、「(自分の子どもではなく)近所の人が同性愛者だったら」と問い方を変えると、今度は北陸がトップになります。

また、「同性愛という性のあり方がある」「性別を変えることを望む人がある」ということを教育の場で教えるということに対して、北陸は「教える必要はない」という否定的な回答が多い、という

傾向がわかりました。

このことを紹介すると、日本中で「なぜ、北陸はこうなのですか」と質問されますし、授業で話しても「先生、なぜこなのですか」と聞かれます。皆さん、いかがお考えでしょうか。

「嫌だ」という否定的な反応は、東京・大阪・名古屋などの大都市部を含む関東・近畿・東海地区では、四位以上には上がってきません。大都市か地方都市かで、傾向が違ってくるようです。

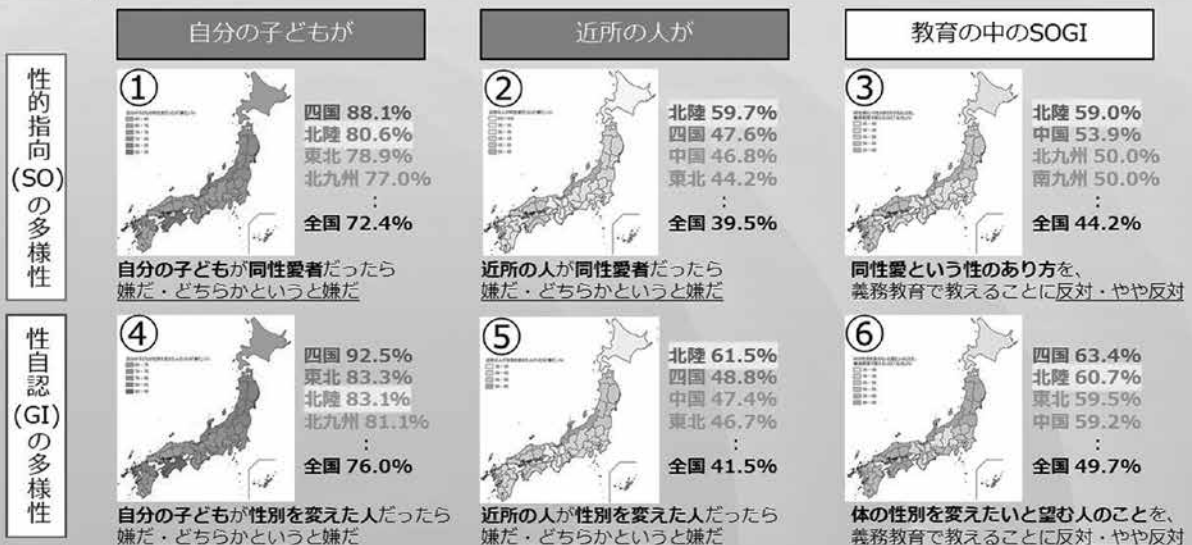
同様に、家庭内で子から親へ、あるいは職場や学校で、「私は性的少数者だ」とカミングアウトされている割合も、大都市圏の数値が高く、富山を含む北陸エリアは少し低めに出ています。

このような統計的事実を踏まえて、考えておく必要があるのは、LGBTQの人々を「いけないこと」にしがちな悪循環についてです。

たとえば、テレビ番組の演出として、同性愛者のようなキャラクターの人が出てきて、同性の人に誰かれ構わず、しなだれかかるといったシーンが出てきます。

1

LGBTQの人々が、「身近な人々」との間で直面しやすい困りごととは？



出典：釜野さおり・石田仁・奥間孝・吉仲崇・河口和也(2016)「性的マイノリティについての意識-2015年全国意識調査報告書」をもとに作成

図7 LGBTQの人々に対する認識

そのようなとき、「嫌ね、こんな人がうちにいなくてよかった」といった否定的な言葉を親が言うのを聞いて、「自分が同性愛者だなんて親に言えるわけがないと感じた」「親にカミングアウトしないでこうと決めた」とおっしゃる当事者の方は、少なからずおられます。「うちの親戚に『こんな人』がいなくてよかったね」とか「近所に『こんな人』がいたら嫌だよね」も同じです。

同様に、学校で先生が「まあここにはいないと思うが、一応最近流行りだから言っておくね、LGBTQとは」なんて話したら、困りごとのあるLGBTQの児童生徒も「ああ、『困っている私がここに』なんて、この先生には言えない。相談なんかできない」と思うでしょう。

「『ここに』とさえ言えない。だから、『困っているの、ルールをこう変えてほしい、整備してほしい』とも言えないし、相談にも行けない。なのに『誰も相談に来ない』ということは、ここに性的少数者は存在しない、ということだ」と早合点されると、ルールも何も変えられず、困

りごとそのまま残ってしまいます。こうして、当事者が困り続けるしかない悪循環がでかかります。

もし、当事者の方が安心・安全を感じられる環境の中で、あるいは当事者ではない方も一緒に声をそろえて「この街（職場、学校……）にも、困っている人がいるよ」、「だからルールをこう変えてほしい」という要望を伝えられれば、社会に変化が生まれ、悪循環は解消される可能性があります。

この二つの状況の違いはどこなのか。片方は、「困っている、何とかしてほしい」と声をあげたら、かえって困難な状態になるかもしれないという、不安をぬぐい切れない社会です。また、少数派の人々が仮に声を上げたとしても、多数派の人々が「私たちは困っていないから、少数派には協力するつもりはないし、自分たちが変わるつもりもない」という社会です。それでもう片方は、「私は困っていないけれど、もし困っている人がいるなら、一緒に声をあげて行動しよう」という人がいる社会です。

少数派の行動が社会変化の「きっかけ」

2

「ここに」を伝えづらいLGBTQの人々が「いないこと」にされる、という悪循環

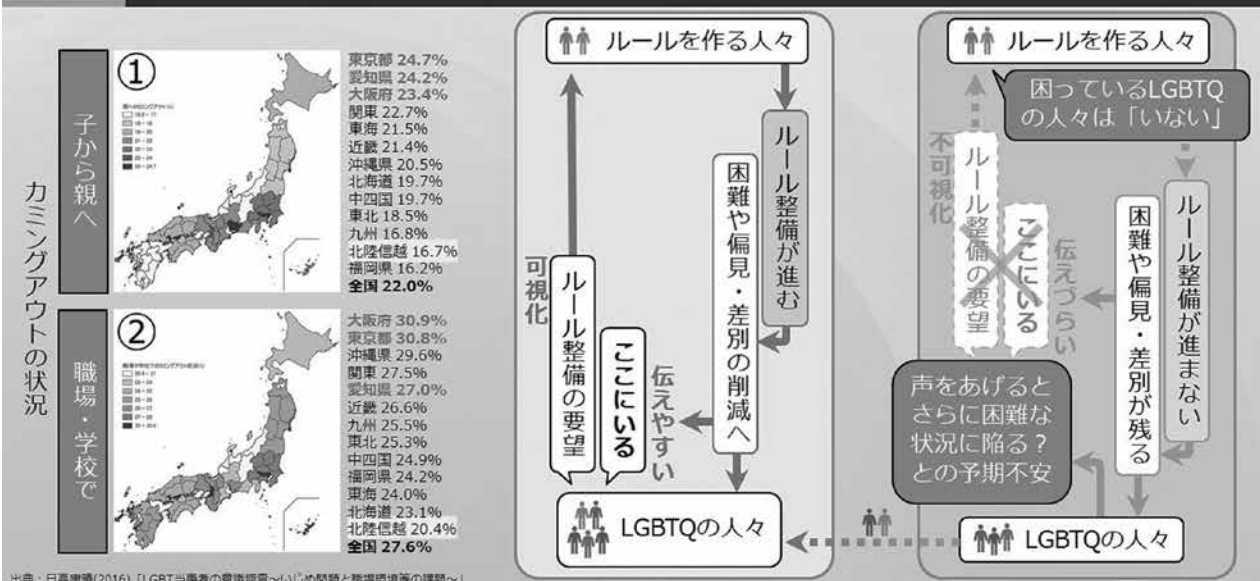


図8 「ここに」と言えない → 「いないこと」にされる、の悪循環

となることは、確かにあります。でも、本当に社会を変える力を持っているのは、やはり多数派の方なのです。ですから今日こうやってお集まりの皆さまが、人口比的には少数とされる方々の状況に心を寄せられ、「自分にも何かできることがあるよね」と思っていただけのこと、ほんとうにありがたく、大切なことです。

『パートナーシップ制度』の導入がもつ意味

今、ニュースでもよく聞かれる「パートナーシップ制度」というものがあります。「同性婚」と「同性パートナーシップ制度」は混同されがちですが、パートナーシップは結婚（婚姻関係）とは異なります。そして、「このカップルのふたりは、婚姻に準ずる関係にある」と自治体が認めるシステムが、今の日本でのパートナーシップ制度です。

国際的にはもう三十を超える国々が、同様のパートナーシップを、国レベルの法律で認める制度を持っています。「認めてくれるなら、自治体でも国でも、どちら

でもいいのでは？」と思われるかもしれませんが、もし自治体レベルということになれば、制度のない自治体に引越したら、すべてゼロ、何もなかったことになってしまいます。

今日の日本では、全国の人口の三分の一の人が「パートナーシップ制度がある街」に住んでいるそうです。北陸はこれまで、残念ながら「パートナーシップ制度がないのがあたりまえ」に思われてきたのですが、今年（二〇二二年）、石川県ではとうとう、金沢市と白山市が導入に踏み切ります。また、福井県ではつい先日、かずえちゃんというユーチューバーの方が八つの市と町のリーダーと会って、「福井でも皆が生きやすくないとね」「現竜も生きやすい／皆も生きやすい」と対話されたと報道され、働きかけが進んでいます。

北陸が、もう少し、「全ての人が暮らしやすい街」に近づき、明るくなるといいですね。東京に住む同性カップルの方が、「北陸はよい所だ、北陸に引越そうかな」と思っても、東京にいる時には「婚姻に準ずる関係」だと認められていたの

3

日本におけるパートナーシップ制度と同性婚訴訟

パートナーシップ制度

- ・現在の日本では、国レベル（法律）ではなく、自治体レベル（条例）のみ
- ・申請者である2人が「婚姻に準じる関係にある」ことを承認する制度
- ・対象を同性カップルのみとする「同性パートナーシップ制度」と、異性（事実婚）カップルを含む「パートナーシップ制度」の双方を含む



出典：自治体にパートナーシップ制度を求める会によるFacebookへの投稿、<https://www.facebook.com/partnership.lgbt/posts/959990658102682>

図9 パートナーシップ制度の導入状況（2021年5月時点）

に富山県・富山市に引越しをしたとたん、行政は何の保証もしてくれないし、何の相談にも乗ってくれない……となれば、「そんな街に行くのは、やめようか？」となるかもしれません。あくまで自治体による認定のため、法的な拘束力はありませんが、「同性カップルであること」を理由に差別的な取り扱いを受けた場合、行政が相談に乗って、企業等に改善を求める願いをすることもあります。

富山という街は素敵で、暮らしやすいのも事実でしょう。なのに、こういう制度がないばかりに、この町に生まれ育ち、故郷・富山を大好きだ、という人たちでさえ、残念ながら「この街にいて、もし差別的な取り扱いを受けたとしても、自治体は自分たちを守ってくれそうにない」という理由で、より安心・安全を感じられる街へと移っていく、離れていくという人が、後を絶たないならば、それはとても残念なことです。

ちなみに、「パートナーシップ制度」は、「同性カップル」だけのものとは限りません。何らかの理由で法律婚をしていない、事実婚の異性カップル（たとえば、結婚しても夫婦がそれぞれの姓を、通称ではなく本名として名乗り続けたい、と願う異性カップルは、日本では民法上

結婚できません）の方も、「法律上の婚姻に準ずる関係」と認める「パートナーシップ制度」の導入もかなり進んでいます。このように、異性でも同性でも婚姻に準ずる関係にあるということとを自治体が証明するパートナーシップ制度の場合は、「同性パートナーシップ制度」とは呼びません。

同性婚訴訟と札幌地裁判決

さて、二〇二二年三月、ある判決が出てとても話題になったのが、同性婚訴訟です。全国津々浦々で、私の知り合いが原告をやってくれていまして、私は心から応援しています。このとき、世界に向けても報道されたのが、この札幌地裁判決です。

「異性愛者に対して婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては婚姻（結婚）によって生じる法的効果の一部ですら享受する法的手段を提供しないことは差別的取扱いに当たる」と明確に述べました。つまり、国が国民に対して差別することを禁止している憲法十四条への違反であると。

先に見たとおり、「性的指向」は性の多様性を構成する要素の一つです。その属性の中身が、

3

日本におけるパートナーシップ制度と同性婚訴訟

同性婚訴訟と札幌地裁判決(2021.3.17)

「異性愛者に対して婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては婚姻によって生じる法的効果の一部ですら享受する法的手段を提供しないことは、立法府の裁量権の範囲を超えており、差別取扱いに当たる」

日本国憲法14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。



図10 同性婚訴訟と札幌地裁判決

ただ「異性愛」ではない、というそれだけの理由で、結婚やその効果を享受できないというのは、合理的には説明ができない差別的取り扱いである、としました。それが、この判例の画期的な点です。

もちろん、裁判に関わったすべての人が性的少数者ということはありません。今回の判決は、性的指向における少数派と多数派が分け隔てなく協力し、社会全体の声として訴訟を起こしたことで、今回このような画期的な判断につながり、新しい道標が打ち立てられたわけです。

同性愛者であるという理由だけで、二人で幸せに生きていたいと思う人たちが、権利を享受できない。たとえばそれが「ごく一部の人の苦しみであっても」、「全ての人が幸せに暮らせる世の中にするためには、見過ごせることではありません。ならば誰が何をすればよいかと考えるとき、「困っている人が、勝手に大声をあげて頑張ればいい」では、世の中は変わっていきません。

先にも見ましたが、地域によっては同性愛者に対して偏見が根強く、思いもよらないところから非難を浴びたりします。家族や親戚は、いつも味方であってほしいですが、「親にカミングアウトしたら、祖父・祖母やほかの親戚には言

うな、と言われた」とか、「自分が同性愛者であることを知った親戚から『同性愛者がいるなんて、一族の恥だ』みたいなことを言われてすごく傷つき、以後、親族の集まりに行くのが怖くなった」という話は、実際にはよく聞きますし、ご本人もさぞやつらかうと思います。

「誰も取り残さない」ための、社会の変え方とは？

もし、LGBTQの人々自身が「ここにいるよ」と言いづらいのなら、別の方法があります。それは、同じ地域に暮らすいろいろな方々が、少数派、多数派という境界を越えて、あるいは地域の境目を越えて、いろいろな社会資源を共有する、または作り出していく、というやり方です。

たとえば、今日このように場所をお借りしてお話をさせていただける、この場があるということ自体が、とても大事な「資源」です。また、多様な性を、「自分はこんなふうに生きて、こんなふうに感じているよ」とお話ししていただける当事者の方がおられるというのも、言うまでもなく非常に貴重な資源です。

望むべきは、私たちのこうした思いが、いつ

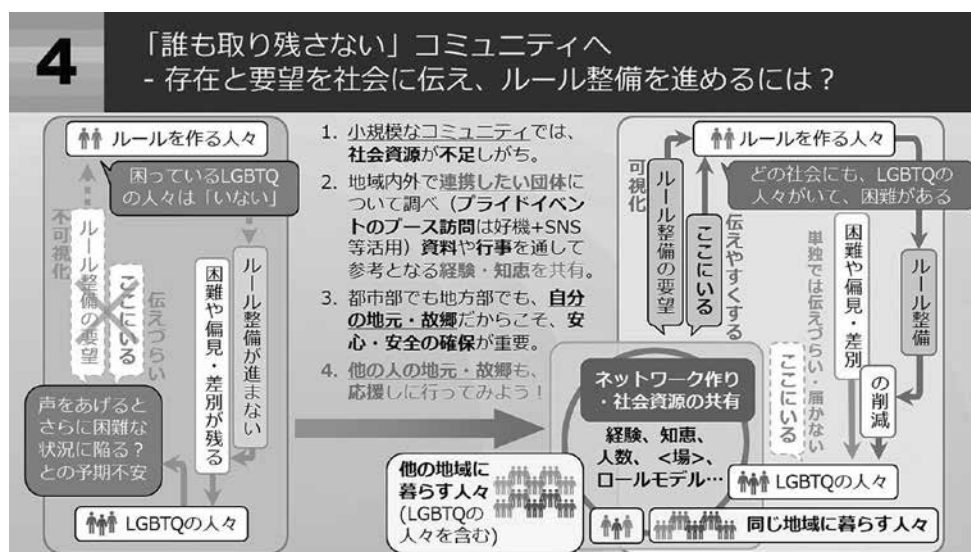
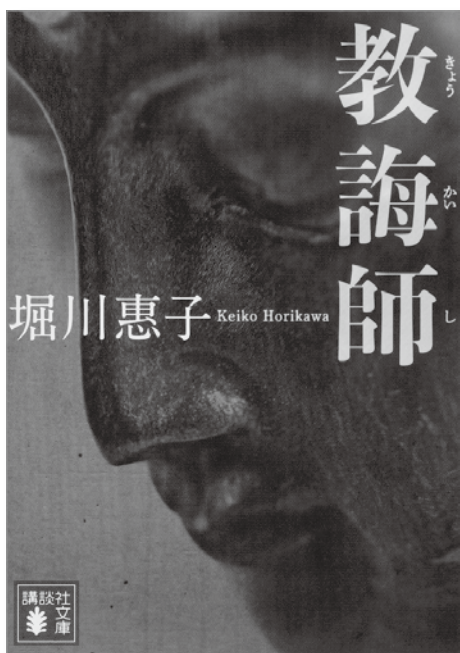


図11 「誰も取り残さない」ための、社会の変え方とは？

書籍紹介

編集委員がこれまで読んだ本の中で、
心に残った本を紹介していきます。



きょうかい し
教誨師

堀川 恵子 著 講談社

女性死刑囚から教誨師への質問、「仏さまは男か、女か」「お浄土で、地上で貯めた金は使えるか」「お浄土から帰ってきた人はいないのか」。初めて阿弥陀如来の本願を聞かれた死刑囚の疑問。彼女の子供時代は一般に言われる環境や育ちとはかけ離れていた。死刑囚の中には浄土真宗寺院で生まれ跡継ぎとなるはずだった人間もいる。教誨師は浄土真宗本願寺派の僧侶。ひたむきに死刑囚と対話を重ね人生を生き抜いた僧侶。縁次第で誰もが殺人者となり得る。生と死について考えさせられる書籍。

(第10組 真行寺 杉森 達朗)

か富山の行政、県や市の議員や職員の方々にもつながって、「この街にもいろいろな人がいる。富山は、そのいろいろな『全ての人』が暮らしやすい街にしていきたい」という声を伝えやすくなればいい、と切に思います。富山市の人口は四〇万人、富山県の人口は一〇〇万人です。「地方部とはいえ、それだけの数の人が暮らすんだから、いろいろな『違い』を持った人がたくさんいたって、何の不思議もない」という

認識のもと、必要なルールの整備を求める声があがり、それを行政が受け止めて整備をすすめて、全ての人の暮らしやすさが増していくような「よい循環」が、はやく軌道に乗るといいですね。
最後に、「自分の町では声があげづらい」という方には、ご自身の安全と安心を守るため、無理をせずに（お顔からどここの誰だとはれない程度の）ほかの街のだれかの応援にまわってはい

かがですか、とお勧めしています。どの街も、だれかの大切な故郷だからです。私自身、故郷は京都ですが、富山でこうしてお話をさせていただいております。
LGBTQの人も、そうでない人も、「全ての人暮らしやすい街」にするために。これからどうぞ、皆さまの心強いお力添えを、お願い申し上げます。

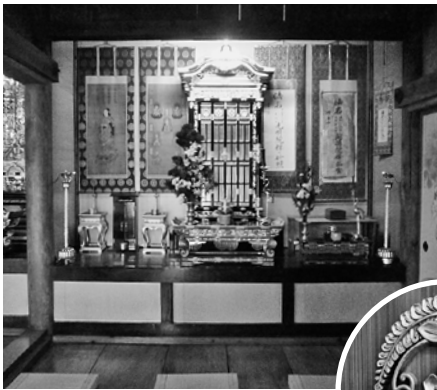
(終)

お寺紹介

観月山 光照寺

(朝日町月山)

教区内のお寺とその取り組みについて紹介します。
今回は第十三組光照寺の住職にお話を伺いました。



余間 宝物 阿弥陀如来絵像



寺紋



現在の本堂は「小川の氾濫・大正元年」によって流出倒壊後の再建です。棟瓦が上がったのは大正15年です。また、この地に移る前の大昔の寺所は『らくち〜の』(温浴施設)の近くにありました。何度も小川の氾濫で貴重な古文書等が紛失しています。門徒宅には蓮如上人の真筆の六字名号があり、光照寺には「石山合戦」のお礼として教如上人から賜った阿弥陀如来の絵像と寺紋が伝わっています。

☆☆☆☆ こんなことをやっています ☆☆☆☆

● 毎月の寺報

お寺での仏事の案内やご報告。住職の感話を載せています。
両面カラー印刷(A4版)を配布しています。

門徒会旅行【6月25日】

延期になりました!!

行き先 最初に機方志功のゆかりの地 福光 光照寺
機方志功の奥書館 昼食 移動 富山運河水公園からの
水上ラインを使って岩瀬まで 朝日町ゆかりの馬場家見学
と岩瀬街散策 ライトレールを使い富山駅(土産・買
い物)帰路 光照寺へ 参加費は1万円です。

今秋に開催変更

6月中 昼1時半始め 毎日

永代祠堂経を厳修致します

故人を偲び、命日に是非

お参りください

※下記の日は時間変更です

3日 8日 12日 19日 23日 10時半始まりです

13日 昼3時半始まりです

葬儀の為やむなく時間の変更があります

ボウリング大会

主催 光照寺門徒会

日時 12月15日(水) 昼2時より

集合場所 ノースランドボウル黒部

黒部市田家新 577 TEL 0765-54-3222

参加費 千円(餐費 2ゲーム代金 含)
ハンディキャップがありますので高齢者の方また女性
の方が有利な大会です 昔取った杵柄をお見せくだ
さいませ でも無理をしては、夫婦での 仲間の
家族での 沢山のご参加をお待ち申し上げます

参加賞などの関係で 12月12日までに参加連絡
をお願いします TEL 地区委員 地区総代 光照寺 82-0176

※12月の歌で順位を決める「ボウリング賞」
「ゲームの多さで順位を決める」「ゲーム賞」
「ゲームの最高点を決める」に「ゲーム賞」
5位、10位、15位、一に賞品を出す
ブービー賞には優勝の賞品にない賞品を出す

月命日お講 6月28日の

当番は坂町・横水・町南保・上平柳地区です

午後一時半始まりです

今月はお寺の年度末です。7月から新年度が始まります。
地区委員の皆さん、総会の出席と新委員への引継ぎを宜し
くお願い致します。ありがとうございました 尚 引き継
ぎ委員の方は来月に門徒会費千円を集めてくださいませ。

第9回門徒会杯パークゴルフ

6月6日(日曜日)

午前9時の開始 集合8時半

あさひスイ海浜 パークゴルフ場

※参加費 0円 最多数あり

初めての方でも参加できる大会です

(貸しクラブ&使用料は当人負担です)

試験終了後の懇談会はコロナの為ありません

事前の申し込みはありません 現地集合です

昨年は20名の参加でした 住職&坊主は参加予定です

● 毎月の寺お講

十一集落のお講を当番制で行って
います。

毎月二十八日 一時三十分

正信偈 同朋奉讃式

法話 住職

※四月・十二月は休み

● 光照寺門徒会旅行

毎年、日帰りの旅行をしています。
昨年は県内旅行になりました。前々
年度は越前四派本山の旅。本年度は
GOTOトラベルを利用した一泊旅
行を予定しております。

● 報恩講では講演講演を開催

御伝鈔拝読・初夜勤行後、マジック
ショー・箏曲会・映画鑑賞会・懐メロ
等々を開催
しております。

す。しかし

ながら、昨

年度は感染

症対策の為

中止しまし

た。



教区だより

(敬称略)

住職任命

(二〇二二年一月二十八日～十二月三十一日)

二〇二二年五月二十八日

第十組 長福寺 池田 周 邦

第十一組 圓照寺 松倉 麻 子

二〇二二年六月二十八日

第十組 長龍寺 篠川 弘 一

第十二組 本傳寺 測上 知 明

二〇二二年九月二十八日

第十二組 長寶寺 中山 順 貴

二〇二二年十二月十三日

第十組 正覺寺 犬島 久 世

教化日誌

(二〇二二年七月一日～十二月三十一日)

7月

7日 『如大地』編集会議

13日 教区割当審議委員会

教区門徒戸数調査委員会

8月

1日 戦死・戦災死者追弔法要兼申経法要(八一法要)

2日 新教区準備委員会「教学研鑽検討委員会」

3日 正副組門徒会長協議会

5日 正副組長・組門徒会長合同会

18日 教区同朋の会「総会」

20日 青少年教化小委員会

25日 第十三組組会

26日 第九組組会

27日 第十一組組会

27日 第十三組組門徒会

9月

14日 社会教化小委員会

15日 ご命日のつどい【辻 哲弘氏】

『如大地』編集会議

16日 新教区準備委員会「教学研鑽検討委員会」

22日 共学研修会【佐野明弘氏】

23日 富山別院彼岸会【金子光洋氏】

24日 富山別院彼岸会【藤井 乘氏】

27日 富山別院彼岸会【平等良香氏】

解放運動推進協議会

10月

6日 富山別院報恩講(8日)【蒲池勢至氏】

15日 ご命日のつどい【篠川弘一氏】

18日 第四回門徒戸数調査説明会

20日 『如大地』編集会議

22日 社会教化小委員会

25日 新教区準備委員会「教学・教化小委員会」

26日 教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百

年慶讃法要慶讃事業推進委員会

教区会参事会懇談会

11月

11日 門徒研修小委員会

15日 ご命日のつどい【林 了真氏】

27日 宗祖親鸞聖人御正忌法要「ご満さん」(28日)

【五辻信行氏】

12月

1日 組織拡充小委員会

3日 正・副組長、門徒会長協議会

4日 第十二組門徒戸数調査説明会

7日 子ども報恩講

7日 第十組門徒戸数調査説明会

解放運動推進協議会

『如大地』編集会議

8日 内局巡回

10日 社会教化小委員会

13日 第十一組門徒戸数調査説明会

14日 寺族研修小委員会

15日 ご命日のつどい【藤田 徹氏】

新教区準備委員会「財務小委員会」

18日 新教区準備委員会「教学・教化小委員会」

23日 第九組門徒戸数調査説明会

部洛問題講演会【中井雅人氏・片岡明幸氏】

31日 歳末勤行

『如大地』第150号はいかがでしたでしょうか。本誌を読まれてのご感想、ご意見等につきましては、同封のアンケート用紙にて富山教務所までご連絡ください。アンケートへのご協力をお願いいたします。

敬 弔

(二〇二二年七月一日～十二月三十一日)

ご生前のご功労を偲び、
謹んで哀悼の意を表します。

《前住職・住職》

第十三組 念興寺 前住職 瓜 生 義 堯

二〇二二年七月二日 寂

第十一組 順正寺 住職 中 野 徹 文

二〇二二年八月十二日 寂

第九組 深妙寺 前住職 田 邊 正 覺

二〇二二年九月十九日 寂

《前坊守・坊守》

第十組 浄光寺 前坊守 齊 藤 千 香 子

二〇二二年八月六日 寂

第十一組 等通寺 前坊守 高 谷 和 美

二〇二二年八月八日 寂

第十三組 樹徳寺 坊守 二 上 きくゑ

二〇二二年九月十四日 寂

第十三組 雲龍寺 前坊守 藤 谷 久 子

二〇二二年九月二十九日 寂

編集後記

二〇二二年夏頃の新型コロナウイルスによる被害は日本国内の新規感染者数一日当たり最大で二万人を超えるほどに猛威を振るっていました。以降はワクチン接種拡大もあってか、十月頃には新規感染者数も一日数百人台まで落ち着きました。

そのおかげで別院報恩講、各寺院方の報恩講も従来どおりのかたちではなかったかもしれません。無事お勤めすることができたのではないのでしょうか。私も門徒さん宅の報恩講まわりなど二〇二一年は何とか勤めることが出来ました。

ふりかえってコロナ禍一年目の二〇二〇年当初、世の中全体が未知なるウイルスに怯えて仏事のみならず各家庭の行事から地域の様々な行事まで中止・延期が相次ぎました。このような判断自体はやむを得ないことだったと思いますが、自分の中でも感染予防を大義名分に「無理強いして何か起こっては大変だからとにかく中止」と都合のよい言い訳に使いすぎて思考が停止していたのではないかと反省もあります。

日々のお勤めを漫然とした当たり前にしていたのかもしれませんが。このコロナ禍における停滞の中から何か得るものがあつたとすれば、この気づきかもしれません。

今回の『如大地』第一五〇号は、一つの区切りとして現在と以前の編集委員の方・読者の方々と座談会という形式で、一度これまでの歩みを振り返る機会をいただきました。よい機会になったと捉えてまた前に進みたいことであります。

第十一組 専廣寺 蛭川 俊治



立山登拝は
自分の脚で
教区教化は
教区人の手で

駐在心の一句

(撮影 鷺尾駐在)